定例監査の結果

第１　監査の種類

地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、実施する監査

第２　監査の概要

１　監査の対象及び期間

消防局

消防課、通信指令課、安城消防署、知立消防署、高浜消防署

令和５年３月９日（木）～３月１５日（水）

２　監査の対象事項及び範囲

令和４年４月１日～令和５年１月３１日までに執行した事務事業

３　監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという点に留意して監査を実施した。

第３　監査結果

各事務は、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。